



令和4年4月から

# ファミリー・サポート・センターの利用料助成を拡大しました！

- ・多胎児（ふた子や三つ子など）家庭の利用料助成開始  
\* 3歳になる前日まで半額で利用できます。（1ヶ月の上限あり）
- ・産後サポート事業（0歳の乳児がいる家庭）の利用回数増  
\* 生後12ヵ月まで半額で利用できます！（1ヶ月の上限あり）

初回以降も半額になります。



## 対象者・助成割合

依頼会員がファミリー・サポート・センター事業を利用し、提供会員に支払う利用料の一部を、申請に基づき助成します。

新規

対象者	助成割合			
	ファミリー・サポート・センター事業	病児預かり	産後サポート事業 (生後12ヵ月までの乳児がいる世帯)	多胎児事業 (3歳未満のふた子以上の多胎児)
1 生活保護世帯	利用料全額	利用料全額	利用料全額	利用料全額
2 市町村民税非課税世帯	利用料の1/2	利用料の1/2	利用料の1/2	利用料の1/2
3 ひとり親世帯				
4 生計中心者が障がい者（身体・知的・精神手帳保持）である世帯				
5 ①特別児童扶養手当受給の対象となる児童 ②障がい児 ③①及び②と同程度の障がいを有すると公的機関から認められた児童	利用料の1/3			
6 上記以外の世帯	—			

※対象者は白老に居住し住民登録されている方に限ります。 ※対象児童は小学6年生までとなります。  
 ※対象者が利用料の助成を受けることができる援助活動の時間は、1ヵ月当たり30時間までで助成額は2万円までです。

## 利用料金



基本料金	一般託児	300円/30分
	病児託児	500円/30分
延長料金	30分未満	基本料金
	30分～1時間以内	1時間分
兄弟割引	2人目からは半額	
交通費	実費	

利用方法はこちらのHPをご覧ください



お問い合わせ先 白老町子育て支援課  
 〒059-0904 白老町東町4丁目6  
 ☎(0144)85-2021  
 E-mail:kodomo@town.shiraoi.hokkaido.jp

